



愛媛県報

平成16年11月 1 日月曜日 第1605号外 4

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇
告 示

漁港の指定の内容の変更..... 1

告 示

○愛媛県告示第2215号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成16年11月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	種 類	所 在 地	区 域	
			水 域	陸 域
河原津	第 2 種漁港	（変更後） 西条市	南防波堤基部中心（原点）から 148 度 20 分 100 メートルの地点をイ点とし、イ点から 58 度 20 分 300 メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、原点から 328 度 20 分 300 メートルの地点をハ点とし、ハ点から 58 度 20 分 300 メートルの地点（ニ点）に引いた線（ロ線）、ロ点とニ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、ロ線、同欄に規定するイ点から 238 度 20 分 20 メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から 328 度 20 分 81 メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から 238 度 20 分 144 メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から 328 度 20 分 238 メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から 58 度 20 分 144 メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から 328 度 20 分 81 メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から水域の欄に規定するハ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域
		（変更前） 周桑郡三芳町		

